

水田農業振興緊急整備事業

1 趣 旨

- (1) 新基本法に掲げる、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展を着実に推進し、国内農業生産の増大を図り食料自給率の向上を図るうえで、水田を中心とした土地利用型農業の活性化が喫緊の課題となっている。
- (2) 特に自給率の向上が要請されている麦・大豆等の土地利用型作物の生産の定着を通じ、土地利用率の向上、米の計画的生産の円滑化が強く求められている。
- (3) これらの政策課題に対応するため、水田農業振興計画を策定する地域であって、自給率の向上が特に要請されている麦・大豆等の土地利用型作物等が一定規模以上作付けされる地域を対象に、きめ細かい排水対策等を機動的・緊急的に実施する。

また、本事業のうち、一定規模以上の農用地利用集積を行う場合は、経営体育成促進事業の対象事業とする。

2 事業内容

次のうち 又は ~ の事業を総合的に実施

農業用排水施設整備事業 暗渠排水（補助暗渠含む）事業
客土事業 農道整備事業 区画整理事業 土壌改良事業
特認事業

3 事業主体等

(1) 事業主体 都道府県

(2) 採択要件

- ・事業内容に掲げる事業のうち 又は ~ の受益面積の合計がおおむね 20 ha以上
- ・事業の実施により、米の生産調整対象水田の面積の概ね5割以上、若しくは、裏作の場合は当該地域内の水田面積の3割以上の面積に麦・大豆等を作付けされることが確実であること、又は強化対象品目（ねぎ、トマト、たまねぎ、ピーマン、なす、にんにく）野菜の産地であって、事業の実施により、露地野菜についてはおおむね2 ha以上、施設野菜についてはおおむね1 ha以上作付けされることが確実であること
- ・担い手への農用地面積が一定割合以上増加することが明らかなものであること（担い手育成型）

4 補助率

内地、北海道、離島 50%

5 平成19年度概算決定額（平成18年度予算額）

202,000（560,000）千円

（担当課：農村振興局整備部農地整備課）